

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月26日付で再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社において、営業職として就労していたところ、平成20年4月8日、勤務を終えて帰宅途中、対向車と衝突し負傷し、傷病名「右下腿開放骨折、右膝蓋骨開放骨折、右下腿切断」にて療養を受け、平成23年6月3日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第5級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

なお、請求人は、平成24年12月1日から平成28年2月29日まで、会社C（以下「会社」という。）D所において、パート社員として就労していた。

- 2 請求人は、平成27年8月15日、歩行中に義足を付けた状態で転落し、同月16日、E医療機関に受診し、同月17日、F医療機関に受診し、「急性化膿性脛骨骨髓炎等」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同月16日をもって再発と認められ、その後、G医療機関、H医療機関、I医療機関において療養を行い、平成28年3月23日、再治癒（症状固定）した。

請求人は、本件傷病のために労働することができなかつたとして、平成27年8月17日から平成28年3月23日までの間（以下「本件休業請求期間」という。）の休業給付を請求したところ、監督署長は、同期間220日のうち199日分については、療養のため労働することができないために賃金を受けない日と

は認められないとして、残る21日分を支給する旨の処分（以下「前回原処分」という。）をした。

3 請求人は、前回原処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ（以下「前回審査請求」という。）、審査官は、平成30年9月19日付けで、前回原処分を全部取り消す旨の決定をした（以下「前回取消決定」という。）。

4 本件は、監督署長が、審査官による前回取消決定を受けて、本件休業請求期間のうち、30日分を支給する旨の変更決定処分（以下「今回原処分」という。）をしたところ、請求人が今回原処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ（以下「今回審査請求」という。）、審査官が平成30年12月18日付けで、一事不再理を理由としてこれを却下する旨の決定（以下「今回却下決定」という。）をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

6 そこで、当審査会が審査官の今回却下決定の当否について審査したところ、前回取消決定は前回原処分の全部を取り消しているため、監督署長は、今回原処分において、本件休業請求期間の全部を対象として、前回原処分とは別個の新たな今回原処分をしたものである。そして、前回審査請求は前回原処分を対象として行われたものであり、今回審査請求は前回原処分とは別個の新たな今回原処分を対象とするものであるから、今回審査請求は前回審査請求と同一の処分の取消しを求めるものではない。したがって、審査官が一事不再理を理由に今回審査請求を却下したことは相当ではなく、今回審査請求は適法なものであったというべきであるから、本件再審査請求を適法なものと認めて、本案の審判をするものである。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

平成27年8月17日から平成28年3月23日までの220日間のうち、19

0日分の休業給付を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の症状等に関する医師の意見をみると、以下のとおりである。

ア J医師は、平成29年10月24日付けの意見書において、要旨、「平成27年8月17日と同月24日は外来受診のため、また、入院した同月26日から自覚症状及び局所所見に問題ないとされた同年10月2日までは労務に服することができないと推測する。平成28年3月23日は、断端部が時々痛むと訴えるが、局所悪化しておらず、症状固定とされているので、労務に支障ないものと思われる。」と述べている。

イ K医師は、平成29年11月13日付けの鑑定意見書において、要旨、「入院前の外来受診した平成27年8月17日及び同月24日、入院中の同年8月26日から同年9月4日まで、退院翌日の同月5日から同年10月2日まで、この間は、実際に労務に服している日があるが、医学上、休業の必要性を否定することはできないから加療のため休業が必要であった。また、同月3日から平成28年3月23日の治癒日までの間は、労務に服することは可能であったが、通院日は、医療機関受診のため、休業が必要である。」と述べている。

(2) 上記医師らの意見は、請求人の症状に関し医学的に休業の可否を判断した妥当なものといえることができる。そうすると、前回取消決定に説示するとおり、平成27年8月17日から平成28年3月23日までの本件休業請求期間220日間のうち、療養のため労働することができず、かつ、賃金を受けなかった日は、引用した前回取消決定書理由に説示するとおり、30日と判断する。

その詳細は以下のとおりである。

- ① 入院前の通院日（2日。平成27年8月17日及び同月24日）
- ② 入院日の平成27年8月26日から同年10月2日までの38日から労働日11日を控除した27日

③ 平成27年10月3日から治癒日の平成28年3月23日までの間の通院日（17日）

④ 以上合計46日から有給休暇取得日16日を控除した30日

(3) なお、請求人は、平成28年3月以降は、会社を解雇されており、解雇後については、賃金を受けていないので、休業給付の支給を求める旨主張するが、本件についての判断は上記のとおりであり、同主張はこの判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおり、今回原処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日